

岐阜県国民健康保険運営方針の改定について

1 運営方針の改定（案）について

○前回改定案からの修正箇所について

- ・P5 決算剰余金の積立について、特例基金の文言を削除
- ・P10 図表8の瑞穂市データの修正
- ・目次 (参考)の図表8、図表25について、データの文言に統一

2 市町村法定意見聴取（令和3年1月）の結果について

市町村からの御意見（要旨）	対応（方針）
<p>・将来的な保険料水準の統一に際しては、医療費水準の推移及び平準化の取組等も踏まえながら検討することが重要。特定健診等の保健事業を積極的に行って医療費水準を引き下げている市町村が納付金算定において評価されるようなしくみの構築を望む。</p>	<p>・保険料水準の統一に向けた検討の中で、医療費水準の平準化の取組みとともに、保健事業その他の取組状況に応じたインセンティブの必要性・あり方についても検討していく。</p>
<p>・高額な医療を必要とされる方の居住・転入が多いなどの地域事情による高額な医療費の増加は、特に小規模な自治体（保険者）にとっては財政的に非常に厳しい状況に陥ることも懸念される。 運営方針の策定にあたっては、このような状況にある保険者の財政の見通し等も十分に検討した上で、必要であれば財政支援等の措置についても考慮される方針とするよう切に要望する。</p>	<p>・県単位化の趣旨に鑑み、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、将来的な保険料水準の県内統一を目指すこととしており、具体的な内容や統一にあたり必要な措置等について、市町村と十分に協議しながら検討していく。</p>

3 パブリックコメントの結果について

- ・運営方針の改定に当たり、県民の皆様から広く意見を募集した。意見は寄せられなかった（0件）。

意見募集期間：令和2年12月24日～令和3年1月22日

4 今後のスケジュールについて

- 3月下旬
- ・新方針の決定
 - ・ホームページにて公表